

**宮城県上工下水一体官民連携運営事業  
(みやぎ型管理運営方式)**

**優先交渉権者選定結果**

令和3年3月15日

宮城県

## 【 目 次 】

第 1. 事業概要 .....	1
1.1 事業名称 .....	1
1.2 本事業の対象施設 .....	1
1.3 公共施設等の管理者の名称 .....	1
1.4 事業方式 .....	2
1.5 事業範囲 .....	2
1.6 事業期間 .....	6
第 2. 経緯 .....	7
第 3. 優先交渉者の選定方法 .....	8
3.1 選定方法の概要 .....	8
3.2 審査の進め方 .....	8
3.3 優先交渉権者選定の体制及び選定経緯 .....	8
3.4 第一次審査審査 .....	9
3.5 第二次審査 .....	11
3.6 第二次審査の結果 .....	13
第 4. 優先交渉権者の提案に基づく特定事業の評価 .....	13

## 第1. 事業概要

### 1.1 事業名称

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）

### 1.2 本事業の対象施設

運営権設定対象施設は以下に掲げるものとし、立地等は募集要項に示す。

- ・ 水道法に基づく大崎広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 水道法に基づく仙南・仙塩広域水道用水供給事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び送水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙塩工業用水道事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台圏工業用水道事業の事業用資産（取水施設及び配水施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 工業用水道事業法に基づく仙台北部工業用水道事業の事業用資産（取水施設，導水施設，浄水施設及び配水施設）の一式（門沢取水堰，芋沢沈砂池，麓山浄水場における着水井及び管理棟，並びに管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく仙塩流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく阿武隈川下流流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく鳴瀬川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（鹿島台浄化センターにおける移動式脱水車庫庫及び管路等を除く）
- ・ 下水道法に基づく吉田川流域下水道事業の事業用資産（排水施設及び処理施設）の一式（管路等を除く）

### 1.3 公共施設等の管理者の名称

宮城県公営企業管理者 櫻井 雅之

## 1.4 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。）第16条の規定に基づき、運営権者に対して運営権設定対象施設（1.2に定める運営権設定対象施設をいう。以下同じ。）に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を実施させる公共施設等運営事業とする。また、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）は、本事業並びにこれに関連する実施契約及び要求水準書に定める事業（以下、本事業と総称して「本事業等」という。）とする。

## 1.5 事業範囲

### 1) 義務事業

#### ① 経営に関する業務

- ・ 事業計画の作成
- ・ 実施体制の確保
- ・ 財務管理
- ・ セルフモニタリング
- ・ 危機管理
- ・ 情報公開及び説明
- ・ 利用料金の收受
- ・ 技術管理
- ・ 環境対策
- ・ 地域貢献

#### ② 運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務

##### A) 水道用水供給事業

##### a) 維持管理業務

##### ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視、運転操作、制御及び日常点検
- ・ 運営権設定対象施設における水質・水量・水圧等の監視及び制御
- ・ 運営権設定対象施設における水質試験及び水質管理
- ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
- ・ 運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土の適正処理
- ・ 受水市町村との調整・対応
- ・ 河川・ダム管理者との調整

##### イ) 保守点検業務

- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
  - ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検
- ウ) 修繕業務
- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
  - ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の修繕
- b) 改築業務
- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築
  - ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築
- B) 工業用水道事業
- a) 維持管理業務
- ア) 運転管理業務
- ・ 運営権設定対象施設における監視，運転操作，制御及び日常点検
  - ・ 運営権設定対象施設における水質・水量・水圧等の監視及び制御
  - ・ 運営権設定対象施設における水質検査及び水質管理
  - ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
  - ・ 運営権設定対象施設からの排水及び浄水発生土の適正処理
  - ・ 工業用水使用者との調整及び工業用水使用者からの通報等への対応
  - ・ 河川・ダム管理者との調整
- イ) 保守点検業務
- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
  - ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検
- ウ) 修繕業務
- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
  - ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の修繕
- b) 改築業務
- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築
  - ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築
- C) 流域下水道事業
- a) 維持管理業務
- ア) 運転管理業務

- ・ 運営権設定対象施設における監視，運転操作，制御及び日常点検
  - ・ 運営権設定対象施設における水質・水量等の監視及び制御
  - ・ 運営権設定対象施設における水質検査及び水質管理
  - ・ 運営権設定対象施設におけるエネルギー管理及びユーティリティ管理
  - ・ 運営権設定対象施設からの汚泥の適正処理
  - ・ 流域関連市町村との調整・対応
  - ・ 河川・海岸管理者との調整
- イ) 保守点検業務
- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の保守点検
  - ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の保守点検
- ウ) 修繕業務
- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の修繕
  - ・ 運営権設定対象施設における土木構造物及び建築物（建築附帯設備を含む）の修繕
- b) 改築業務
- ・ 運営権設定対象施設における機械・電気設備等の改築（汚泥消化タンク等の内部防食を含む）
  - ・ 運営権設定対象施設における建築附帯設備の改築
  - ・ 交付金の申請への協力及び会計検査への協力
- ③ 運営権設定対象施設以外の施設等における維持管理業務
- ・ 水道用水供給事業における第二受水テレメータ室の運転管理及び保守点検
  - ・ 工業用水道事業における使用水量の測定業務
- ④ 本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安等に係る業務
- ・ 本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安
  - ・ 本事業用地及び運営権設定対象施設等の環境保全
- ⑤ 土地，建築物及び工作物等貸付業務
- ・ 県又は県が指定する者への無償での土地，建築物及び工作物等貸付業務
  - ・ 県が指定する者への有償での土地貸付業務
- ⑥ 関連業務

#### A) 水道用水供給事業

- ・ 研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力
- ・ 県の要請に応じた水質計測機器の保守点検・修繕・改築
- ・ 市町の要請に応じた第二受水テレメータ室の修繕・改築

#### B) 工業用水道事業

- ・ 研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力
- ・ 工業用水使用者の要請に応じた給水施設及び流末施設の工事
- ・ 県の指定する工業用水使用者の給水施設及び流末施設の維持管理業務

#### C) 流域下水道事業

- ・ 研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力
- ・ 県の要請に応じた石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適正処理
- ・ 県の要請に応じた大雨時及び地震発生時等の一部の管路の点検調査
- ・ 県の要請に応じた大雨時洪水対応

### 2) 附帯事業

附帯事業とは、流域下水道事業において、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

県が、優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく、既存の処理工程を継続しても構わない。

県は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に運営権者の附帯事業実施義務を定めることとする。

### 3) 任意事業

任意事業とは、以下に示す事業であって、当該事業に係る費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。運営権者は、関係法令を遵守し、運営権設定対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。

任意事業の実施にあたり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産の処分が必要な場合は、県が必要な手続を行い、補助金等の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。

なお、任意事業の実施に当たっては、義務事業及び附帯事業の安定経営に影響を

与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は運営権者の責任で行い、任意事業に係る一切の費用や義務事業及び附帯事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の負担とする。

① 本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業

県が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、本事業用地及び運営権設定対象施設において実施する任意事業を提案することができ、本事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、本事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に県の承認を必要とする。

② 県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業等に関わる事業

運営権者は、本事業期間の範囲内において、県内市町村及び一部事務組合（以下「県内市町村等」という。）が事業主体である水道事業、下水道事業並びに水道事業及び下水道事業の類似事業に関わる業務を受託することができる。ただし、業務の受託にあたり、事前に県の承認を必要とする。

また、県内市町村等が、自ら実施する水道事業及び下水道事業並びに水道事業及び下水道事業の類似事業に関わる業務の受託について運営権者に協議を求めた場合、運営権者は協議に応じなければならない。

③ 仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設の維持管理業務

## 1.6 事業期間

### 1) 本事業の事業期間

本事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業等が開始された日（以下「本事業開始日」という。）を始期とし、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）から20年を経過する日が属する事業年度の末日（募集要項2.1.8-2)の規定により本事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降で本事業終了日の到来日前に、本契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和4年4月1日を予定している。また、本事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和24年3月31日を予定している。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。



## 2) 本事業期間の延長

不可抗力事象の発生や県の計画変更等、実施契約に定める事由が生じた場合、県及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、県及び運営権者が協議により募集要項 2.1.8- 3)の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、本事業期間を延長することができる(以下、かかる期間延長を「合意延長」という。)

なお、合意延長の実施は1回に限るものではないが、延長する場合においても延長期間は合計で5年を超えることができない。

## 3) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度の末日とする。

なお、運営権の存続期間は、本事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日から25年を経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。

## 第2. 経緯

優先交渉権者選定までの主な経緯は、以下のとおりである。

時期	内容
令和 元年 10月1日	実施方針素案の公表
令和 元年 11月18日	実施方針(案)の公表
令和 元年 12月24日	実施方針の公表
令和 2年 3月11日	実施方針の改訂, 特定事業の選定・公表
令和 2年 3月13日	募集要項等(募集要項, 優先交渉権者選定基準, 基本協定書(案), 実施契約書(案), 要求水準書(案), モニタリング基本計画書(案), 関連資料集等)の公表
令和 2年 3月19日 ～4月10日	募集要項に対する質問の受付 優先交渉権者選定基準に対する質問の受付 実施契約書(案), 基本協定書(案), 要求水準書(案)及びモニタリング基本計画書(案)に対する質問の受付
令和 2年 5月1日	第一次審査書類の受付期限
令和 2年 6月1日 ～12月24日	競争的対話の実施
令和 3年 1月13日	第二次審査書類の受付期限
令和 3年 3月15日	優先交渉権者の選定

### 第3. 優先交渉者の選定方法

#### 3.1 選定方法の概要

本事業等では、応募者との対話により要求水準書等の詳細を調整する場合が想定されていた。このため、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインに示される事業者選定フロー及び民間事業者の募集、評価・選定に当たっての基本的な考え方を踏まえ、公募型プロポーザル方式により、提案を総合的に評価した。

#### 3.2 審査の進め方

審査は、以下の手順で実施した。

- ① 第一次審査：参加資格要件の充足を確認
- ② 第二次審査：応募者が提案する本事業等に関する具体的な事業方針等が適切なものとなっているかについて、第二次審査書類に含まれる提案審査書類及び委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）を基に審査及び優先交渉権者選定基準に基づく評価を行った。

#### 3.3 優先交渉権者選定の体制及び選定経緯

第二次審査は、民間資金等活用事業検討委員会条例（平成19年宮城県条例第14号）に基づく宮城県民間資金等活用事業検討委員会（以下「委員会」という。）が実施した。委員会は、学識経験等を有する者で構成され、委員会において決定した優先交渉権者選定基準に基づいて提案内容の審査及び評価等を行った。県は、委員会における審査及び評価等の答申を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定した。

<委員>（委員長・副委員長以下、50音順）

増田 聡（委員長） 東北大学大学院経済学研究科教授

今西 肇（副委員長） 東北工業大学名誉教授

大泉 裕一 公認会計士・税理士

大森 克之 宮城県総務部長

佐々木 雅康 弁護士

田邊 信之 宮城大学事業構想学群教授

（臨時委員）

大村 達夫 東北大学名誉教授

東北大学未来科学技術共同研究センター シニアリサーチ  
フェロー

佐野 大輔 東北大学大学院環境科学研究科准教授

滝沢 智 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授

<開催経緯>

	開催日	議 事
第1回	平成31年2月6日	委員長互選, 委員会の運営, 事業概要説明
第2回	令和元年8月1日	実施方針
第3回	令和元年10月28日	実施方針, 要求水準書・モニタリング
第4回	令和元年12月25日	特定事業の選定, 公募書類
第5回	令和2年1月15日	
第6回	令和2年2月18日	
第7回	令和2年3月5日	
第8回	令和2年7月22日	利害関係, 今後の進め方, 実施契約書等
第9回	令和2年10月27日	利害関係, 実施契約書等, 第二次審査の進め方
第10回	令和2年12月23日	実施契約書等, 第二次審査の進め方
財務会計 リネリグループ	令和3年2月2日	財務・会計に係る提案項目の整理
技 術 リネリグループ	令和3年2月5日	技術に係る提案項目の整理
第11回	令和3年2月12日	第二次審査の論点整理
第12回	令和3年2月24日	プレゼンテーション・審査

### 3.4 第一次審査

第一次審査には, 以下の3コンソーシアムより応募があった。

JFE エンジ・東北電力・三菱商事・明電舎・水 ingAM・ウォーターエージェンシー・NJS・DBJ グループ (Aコンソーシアム)

代表企業	JFE エンジニアリング株式会社
コンソーシアム構成員	東北電力株式会社
コンソーシアム構成員	三菱商事株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社明電舎
コンソーシアム構成員	水 ingAM 株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社ウォーターエージェンシー
コンソーシアム構成員	株式会社NJS
コンソーシアム構成員	株式会社日本政策投資銀行

みやぎアクアイノベーション（Bコンソーシアム）

代表企業	前田建設工業株式会社
コンソーシアム構成員	スエズウォーターサービス株式会社
コンソーシアム構成員	月島機械株式会社
コンソーシアム構成員	東芝インフラシステムズ株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社日本管財環境サービス
コンソーシアム構成員	日本工営株式会社
コンソーシアム構成員	東日本電信電話株式会社
コンソーシアム構成員	東急株式会社
コンソーシアム構成員	月島テクノメンテサービス株式会社

メタウォーターグループ（Cコンソーシアム）

代表企業	メタウォーター株式会社
コンソーシアム構成員	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
コンソーシアム構成員	オリックス株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社日立製作所
コンソーシアム構成員	株式会社日水コン
コンソーシアム構成員	メタウォーターサービス株式会社
コンソーシアム構成員	東急建設株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社復建技術コンサルタント
コンソーシアム構成員	産電工業株式会社
コンソーシアム構成員	株式会社橋本店

第一次審査では、応募者から提出される第一次審査書類を基に、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認した。この結果、いずれのコンソーシアムも募集要項に示す参加資格要件を満たしていることを確認し、令和2年5月29日に参加資格確認結果の通知を行った。

確認事項	確認内容
応募者の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の企業によって構成されるコンソーシアムが「募集要項3.4.1 応募者の構成」に示す各項目を満たしているか、確認した。</li> <li>・ いずれのコンソーシアムも、各項目を満たしていることを確認した。</li> </ul>
応募企業又はコンソーシアム構成員に共通の参加資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各コンソーシアムが「募集要項3.4.2 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格」に示す</li> </ul>

	<p>各項目を満たしているか、確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれのコンソーシアムも、各項目を満たしていることを確認した。</li> </ul>
応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各コンソーシアムが、「募集要項 3.4.3 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件」に示す各項目を満たしているか、確認した。</li> <li>・ いずれのコンソーシアムも、各項目を満たしていることを確認した。</li> </ul>
応募企業又は代表企業に求められる要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各コンソーシアムの代表企業が、「募集要項 3.4.4 応募企業又は代表企業に求められる要件」に示す要件を満たしているか、確認した。</li> <li>・ いずれのコンソーシアムも、各項目を満たしていることを確認した。</li> </ul>

### 3.5 第二次審査

第二次審査には、第一次審査を通過したAコンソーシアム、Bコンソーシアム及びCコンソーシアムからの第二次審査書類の提出があった。委員会は、優先交渉権者選定基準に基づいて提案内容の審査及び評価等を行った。第二次審査書類の提案項目等については、優先交渉権者選定基準に記載したとおりである。

委員会が決定した各応募者の得点は、以下のとおりである。

なお、Aコンソーシアムは「標準未滿」となった項目があることから、優先交渉権者選定基準に基づき失格となったが、参考に各提案項目の得点を括弧で記載した。

		配点	A コンソーシアム	B コンソーシアム	C コンソーシアム
		<b>200</b>	—	<b>156.33</b>	<b>170.41</b>
1. 全体事業方針		10	(6.933)	7.689	8.378
	1-1 本事業等の全体方針	7	(4.667)	5.289	5.911
	1-2 9 個別事業ごとの現状分析、課題整理及び対応策	3	(2.267)	2.400	2.467
2. 事業実施体制		11	(9.333)	8.400	9.467
	2-1 役割分担及び機関設計	3	(2.533)	2.267	2.600
	2-2 9 個別事業の遂行能力	3	(2.400)	2.133	2.467
	2-3 人員確保の確実性	3	(2.400)	2.000	2.400
	2-4 応募企業又はコンソーシアム構成員の実績	2	(2.000)	2.000	2.000
3. 収支計画・資金調達方法		9	—	6.133	7.133
	3-1 収支計画	6	—	4.133	4.800

	配点	A コンソーシアム	B コンソーシアム	C コンソーシアム
3-2 資金調達方法	3	(2.400)	2.000	2.333
4. 水質管理	22	(19.422)	16.089	19.067
4-1 上水の水質管理	10	(8.889)	7.333	8.667
4-2 工水の水質管理	2	(1.644)	1.422	1.733
4-3 下水の水質管理	10	(8.889)	7.333	8.667
5. 運転管理・保守点検	22	(17.600)	15.289	18.400
5-1 上水の運転管理及び保守点検	10	(8.000)	7.333	8.667
5-2 工水の運転管理及び保守点検	2	(1.600)	1.511	1.733
5-3 下水の運転管理及び保守点検	10	(8.000)	6.444	8.000
6. 改築・修繕等	42	(25.989)	29.419	31.656
6-1 改築・修繕方針	6	(4.133)	3.867	5.200
6-2 上水の改築・修繕	14	(9.956)	9.333	11.511
6-3 工水の改築・修繕	2	(1.422)	1.333	1.600
6-4 下水の改築・修繕	10	(6.889)	6.667	8.000
6-5 下水道事業に係る改築費用	5	(0.033)	4.552	1.567
6-6 健全度評価	5	(3.556)	3.667	3.778
7. セルフモニタリング	8	(5.911)	6.911	6.756
7-1 セルフモニタリングの体制等	5	(3.778)	4.444	4.222
7-2 情報公開	3	(2.133)	2.467	2.533
8. 危機管理	10	(7.889)	7.600	8.178
8-1 災害時における対応	5	(4.000)	3.778	4.111
8-2 事故時における対応	3	(2.333)	2.267	2.467
8-3 保安対策	2	(1.556)	1.556	1.600
9. 事業継続措置	16	(12.800)	11.200	12.622
9-1 事業継続性を確保するための対応策	8	(6.400)	5.511	6.222
9-2 事業継続が困難となった場合における移行方法	8	(6.400)	5.689	6.400
10. 地域貢献	10	(7.867)	7.600	8.756
10-1 地域経済に対する取組	7	(5.600)	5.133	6.222
10-2 県民等の理解醸成方針・施策	3	(2.267)	2.467	2.533
11. 運営権者提案額	40	(40.000)	40.000	40.000
11-1 運営権者提案額	40	(40.000)	40.000	40.000

(表記の便宜上、各提案項目の得点は小数点第4位を四捨五入して表記していることから、各提案項目の合計得点とコンソーシアムの合計得点は一致しない。A コンソーシアムの提案項目「3-1 収支計画」については、「標準未滿」の評価となったことから、その小計である「3. 収支計画・資金調達方法」とともに得点を「-」で表記した。なお、コンソーシアムの合計得点は、「優先交渉権者選定基準」に基づき、各提案項目の合計得点を小数点第3位以下で四捨五入し、小数点第2位までを求めている。)

### 3.6 第二次審査の結果

委員会は、審査によって決定した得点をもとに、最も得点の高い応募者を最優秀提案者に、次点の応募者を次点優秀提案者に選定した。

県は、委員会による選定結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定した。

優先交渉権者	メタウォーターグループ (C コンソーシアム)
次点交渉権者	みやぎアクアイノベーション (B コンソーシアム)

なお、優先交渉権者が提案した運営権者提案額及び下水道事業に係る改築費用は、以下のとおりである。

運営権者提案額：130,478,999,999円（税抜）

下水道事業に係る改築費用：25,998,514,770円（税抜）

### 第4. 優先交渉権者の提案に基づく特定事業の評価

県が自ら実施する場合の本事業期間中の予定事業費総額（以下、「PSC」という。）と、選定された提案に基づきPFI事業として運営権者が実施する場合の本事業期間中の予定事業費総額（以下、「PFI-LCC」という）とを比較した結果、約337億円の縮減が期待できることが確認された。

削減効果の算定結果は、以下のとおりである。

項目	C コンソーシアム
①PSC	331,378百万円
②PFI-LCC	297,708百万円
③削減額	33,670百万円
④削減率	10.2%

※削減額 (③削減額) = (①PSC) - (②PFI-LCC)

※表中に用いた金額は、各項目百万円未満を四捨五入して表示した。